

## 城端線・氷見線 LRT 化検討会 規約

## (名 称)

第1条 本会は、城端線・氷見線 LRT 化検討会（以下「検討会」という。）と称する。

## (目 的)

第2条 検討会は、安全で持続可能な公共交通の実現を通じ、富山県西部地域、ひいては富山県全体の発展を目指し、城端線・氷見線を将来にわたり地域住民の通勤・通学などの日常生活路線として維持していくために、城端線・氷見線の LRT 化など新しい交通体系について、様々な観点から、実現方法及びその可能性も含めて検討することを目的とする。

## (所掌事務)

第3条 検討会は、前条の目的を達成するため、次の事項を検討する。

- (1)沿線市の将来的なまちづくりとの整合に関する事項
- (2)利用者の利便性向上、観光振興による活性化に関する事項
- (3)鉄道施設・設備の整備や維持運営の費用に係る課題に関する事項
- (4)その他必要な事項

## (組 織)

第4条 検討会は、別表に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 検討会には、座長1名、座長代理1名、監事1名を置く。

## (任 期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員は、任期満了後後任者が選任されるまでその職務を行う。

## (座 長)

第6条 座長は、富山県交通政策局長をもって充てる。

2 座長は、検討会を代表し、検討会の会務を総理する。

3 座長代理は、委員の中から座長が指名する。

4 座長は、会議を欠席する場合、座長代理にその職務を代理させることができる。

## (監 事)

第7条 監事は、高岡市未来政策部長をもって充てる。

2 監事の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 監事は、検討会の会計を監査し、その結果を検討会において報告しなければならない。

(会 議)

第8条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 座長を含む委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ座長に代理の者の氏名を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 会議の議決方法は、委員の全会一致を原則とするが、全会一致が著しく困難であると認められる場合は過半数の賛成をもって決することとし、可否同数の場合は座長の決するところによることとする。
- 4 会議は原則として非公開とし、議事要旨は公表することとする。また、公表することについて議決されたものは、公表することができる。
- 5 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(協議結果の尊重)

第9条 検討会で協議が整った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 検討会の事務を処理するため、検討会に事務局を置く。

- 2 事務局は富山県交通政策局広域交通・新幹線政策課に置く。
- 3 事務局には事務局長、事務局員を置き、座長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(財 務)

第11条 協議会の経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

- 2 検討会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 3 前各項に定めるもののほか、検討会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は座長が別に定める。

(雑 則)

第12条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

- この規約は、令和2年6月8日から施行する。  
この規約は、令和3年4月1日から施行する。  
この規約は、令和4年4月1日から施行する。

別表（委員）

高岡市副市長

氷見市副市長

砺波市副市長

南砺市副市長

西日本旅客鉄道株式会社金沢支社副支社長

富山県交通政策局長